

倫理委員会にて承認された治療方法のお知らせ

当院の倫理委員会にて下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬・治療を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容 : 心停止時、重篤な心室頻拍時等におけるアミオダロン注射液の原液による投与
診療科 : 全診療科（主に麻酔科、循環器科、心臓血管外科）
対象者 : 心停止、持続する致死性不整脈、重篤な心室頻拍状態にある患者
承認期間 : 2026年2月16日～永続的に使用

【目的・治療法】

アミオダロン注射液は生命に危険のある、心室細動、血行動態不安定な心室頻拍、電氣的除細動抵抗性の心室細動あるいは無脈性心室頻拍による心停止など、緊急を要する場合に5%ブドウ糖液に希釈して用いることとされています。しかし、救命処置において心停止の状況、あるいは重篤な心室頻拍・心室頻脈により循環状態が破綻しつつあり、数秒から数分の遅れが致命的になるようなケースでは即時投与・大量投与が必要となる場合があります。このような場合ではブドウ糖液での希釈に必要な時間よりも不整脈の停止が最優先とされ、原液による投与が最速の治療法として行われることがあります。

緊急性の高い状況ではなくなった場合や投与が長期間となる場合には希釈した後に使用いたします。前述以外の不整脈では電子添文（添付文書）に従い、必ず希釈して投与しています。

【想定される不利益と対策】

アミオダロンの原液での投与による血管での刺激、静脈炎、低血圧、徐脈のリスクが増加する可能性があります。集中治療において、心電図及び血圧の連続的監視のもと使用いたします。

【救済制度について】

この治療による副作用・合併症が発生した場合には、適切な診療と治療を行います。電子添文（添付文書）で定められた使用方法ではないため（適応外使用）、『医薬品副作用被害救済制度』の対象外となる可能性があることを予めご承知おき下さい。

以上